



熊本県公報

第12703号

平成30年3月9日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録変更…………… (//) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特
定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 3
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特
定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 5

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 6
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 平成30年二級建築士試験の実施…………… (建築課) 8
- 平成30年木造建築士試験の実施…………… (//) 9

登 載 依 頼

- 平成29年度県立高等学校実習生産品等売払代金の収納事務の委託…………… (高校教育課) 10
- 平成29年度第2回宇城地域保健医療推進協議会の開催… (宇城地域保健医療推進協議会) 10
- 平成29年度第2回球磨地域保健医療推進協議会の開催… (球磨地域保健医療推進協議会) 11
- 平成29年度第2回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 11
- 文化財の指定解除…………… (文化課) 11

正 誤

- 平成28年3月29日熊本県企業局管理規程第3号(熊本県企業局事
業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程)中…………… (企業局工務課) 12

告 示

熊本県告示第173号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|----------------|-----------|---------|
| 株式会社てのひら | 訪問看護ステーションみるて | 天草市亀場町亀川758番地1 | 平成30年4月1日 | 訪問看護 |

熊本県告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|----------------|-----------|----------|
| 株式会社てのひら | 訪問看護ステーションみるて | 天草市亀場町亀川758番地1 | 平成30年4月1日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第175号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 登録特定行為事業者の名称 | 変更事項 | | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 変更年月日 |
|--------------|----------------|------------------|-------------------------------------|-----------|------------|
| | 登録特定行為事業者の住所 | | | | |
| | 変更前 | 変更後 | | | |
| 人吉球磨広域行政組合 | 人吉市下城本町1578番地1 | 人吉市中神町字城本1348番地1 | 特別養護老人ホーム 福寿荘 球磨郡湯前町836番地 | 431100029 | 平成24年11月1日 |
| 人吉球磨広域行政組合 | 人吉市下城本町1578番地1 | 人吉市中神町字城本1348番地1 | 特別養護老人ホーム 福寿荘短期入所生活介護施設 球磨郡湯前町836番地 | 431100030 | 平成24年11月1日 |

熊本県告示第176号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------|------------|-----------------------|
| 児童発達支援・放課後等デイサービス Trunk 山鹿市泉町504番地4 | 合同会社チャイルド山鹿市泉町504番地4 立山 智博 | 平成30年3月1日 | 4350500155 | 指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第177号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字一位1744番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一位1744番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第178号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市久玉町字小脇3147番、3147番3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|-----------------|----|------------------|--------------|-----------------------|
| 主要地方道 | 益城矢部線 | 上益城郡御船町大字田代字尾園 | 前 | 6.1 ～ 14.4 | 66.6 | 道路区域からの除外 (仮設道路撤去) |
| | | 上益城郡御船町大字上野字上小谷 | 後 | 6.1 ～ 10.4 | 66.6 | |

- 2 区域を変更する期日 平成30年3月9日

熊本県告示第180号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
八代市、人吉市、水俣市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡、八代郡、葦北郡及び球磨郡
- 3 検査日等
(1) 検査日 平成30年5月1日から平成31年3月29日までのいずれかの日
(2) 検査場所 当該特定計量器の所在の場所
- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第181号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器

以外の特定制量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定制量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町
- 3 検査日等

| 検査日 | 検査受付時間 | 検査場所 |
|------------|-------------------|-------------------|
| 平成30年4月9日 | 午前10時から正午まで | 馬見原公民館 |
| 平成30年4月9日 | 午後1時30分から午後3時まで | 山都町役場蘇陽総合支所 |
| 平成30年4月10日 | 午前10時から午前11時30分まで | J A上益城清和支所朝日事業所 |
| 平成30年4月10日 | 午後1時から午後3時まで | 山都町清和体育館 |
| 平成30年4月11日 | 午前10時から午前11時30分まで | J A上益城矢部支所御岳野菜集荷所 |
| 平成30年4月11日 | 午後1時30分から午後3時まで | J A上益城矢部支所中島茶工場 |
| 平成30年4月12日 | 午前10時から午後3時まで | 山都町中央公民館 |
| 平成30年4月13日 | 午前10時から午後3時まで | 甲佐町農業研修センターろくじ館 |
| 平成30年4月16日 | 午前10時から正午まで | 御船町公民館上野分館 |
| 平成30年4月16日 | 午後1時30分から午後3時まで | 御船町公民館水越分館 |
| 平成30年4月17日 | 午前10時から午後3時まで | 御船町カルチャーセンター |
| 平成30年4月18日 | 午前9時30分から午後4時まで | 益城町保健福祉センター |
| 平成30年4月19日 | 午前10時から午後3時まで | 嘉島町民会館 |

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第182号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字新道平1615番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新道平1615番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------------|--------------------------------------|------------|-----------|---------|
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院附属訪問看護ステーション | 天草市東町101番地 | 平成30年4月1日 | 訪問看護 |

熊本県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------------|--------------------------------------|------------|-----------|----------|
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院附属訪問看護ステーション | 天草市東町101番地 | 平成30年4月1日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第185号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 |
|-------------------------------|------------------------------|---------------|---------------|
| 社会福祉法人玉東町社会福祉協議会 玉名郡玉東町764 | 通所介護事業所 はぶの 玉名郡玉東町木葉713-3 | 432200 048 | 平成30年3月 1日 |

公 告

熊本県公告第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央北地区（平河内工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央北地区（平河内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月12日から平成30年4月9日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番188、同5666番211、同5666番214、同5666番215、同5666番298及び同5666番299
1, 411.27平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町福本1792番地
社会福祉法人福芳会

熊本県公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字池ノ本93番1、同105番1、同105番2及び同105番4の一部
2, 302.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

熊本県公告第152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。
平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 調査を行った地域 | 成果の名称 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|-----------|
| 小国町 | 平成23年度から平成24年度まで | 大字黒淵の一部 | 地籍図及び地籍簿 | 平成30年3月1日 |

熊本県公告第153号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 古川 幸雄 | 八代市水島町 | 八代市水島町字江鮎堀2411番ほか3筆 |
| 有限会社谷岡産業 | 八代市海士江町 | 八代市海士江町字正分寺2167番ほか6筆 |

- 2 認可年月日
平成30年3月2日

熊本県公告第154号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成30年3月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人ファーム吉田 | 上益城郡甲佐町吉田 | 上益城郡御船町大字陣字高下991番 |

| | | |
|---------------|------------|--------------------------|
| 池田 秋則 | 上益城郡嘉島町上六嘉 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻697番 |
| 西岡 敏春 | 上益城郡嘉島町上六嘉 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻698番ほか2筆 |
| 農事組合法人かしま広域農場 | 上益城郡嘉島町上島 | 上益城郡嘉島町大字井寺字向平1139番3ほか2筆 |
| 株式会社AGL | 阿蘇市黒川 | 阿蘇市永草字朝日田911番ほか11筆 |
| 河瀬 康雄 | 阿蘇市永草 | 阿蘇市永草字南向田825番ほか3筆 |
| 中村 和章 | 阿蘇郡南阿蘇村一関 | 阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上ノ原966番1ほか6筆 |
| 平川 雅智 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字中洲653番1ほか1筆 |
| 平川 雅智 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上409番 |
| 杉本 和博 | 球磨郡相良村柳瀬 | 球磨郡相良村大字柳瀬字立神1034番98ほか1筆 |
| 西川 正晴 | 球磨郡山江村山田丁 | 球磨郡山江村大字山田丁字小鶴2122番ほか2筆 |

2 申請年月日
平成30年2月26日

熊本県公告第155号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|--------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人上生城 | 合志市上生 | 合志市上生字向原1270番ほか5筆 |
| 有限会社吉川農園 | 合志市野々島 | 合志市野々島字野田原4542番1ほか4筆 |
| 有限会社吉川農園 | 合志市野々島 | 合志市野々島字枇杷田4644番 |
| 上野 純一 | 合志市野々島 | 合志市野々島字野田原4540番ほか1筆 |
| 有限会社吉川農園 | 合志市野々島 | 合志市野々島字野田原4630番ほか1筆 |

2 申請年月日
平成30年2月27日

熊本県公告第156号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 株式会社まるごと農場 | 水俣市古里 | 水俣市古里字平小場547番1ほか4筆 |

| | | |
|-------------------|-----------|-------------------------------|
| 農事組合法人本井 木生産組合 | 水俣市越小場 | 水俣市越小場字本井736番1 |
| 大川 廣美 | 水俣市大川 | 水俣市越小場字宮下211番1ほか2筆 |
| 宮本 修治 | 水俣市越小場 | 水俣市越小場字向田157番1 |
| 執柄 佳一 | 球磨郡多良木町久米 | 球磨郡多良木町大字久米字青木鶴212 4番1ほか4筆 |
| 宮田 順平 | 球磨郡多良木町久米 | 球磨郡多良木町大字久米字蟹田2367 番ほか5筆 |

2 申請年月日
平成30年2月28日

熊本県公告第157号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験を次のように実施する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験
平成30年7月1日（日） 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
平成30年9月9日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市

3 試験場所

- (1) 学科の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

4 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成30年4月2日（月）から平成30年4月16日（月）まで

イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部

- (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成30年4月9日（月）から平成30年4月16日（月）まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

- (3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

ア 受験申込書の受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成30年4月19日（木）から平成30年4月23日（月）まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込方法

次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

公益社団法人熊本県建築士会
熊本市中央区神水一丁目3番7号 熊本県建築士会館

- (4) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成28年若しくは平成29年の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成30年の学科の試験が免除できる旨

- 記載されたものを貼付して行うこと。
- 5 受験票の交付
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成30年6月8日（金）頃、受験有資格者に発送する。
 - 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成30年8月21日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成30年12月6日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
 - 8 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第158号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年木造建築士試験を次のように実施する。

平成30年3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成30年7月22日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成30年10月14日（日） 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市
- 3 試験場所
 - (1) 学科の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - (2) 設計製図の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間
平成30年4月2日（月）から平成30年4月16日（月）まで
 - イ 受験申込方法
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成30年4月9日（月）から平成30年4月16日（月）まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。
 - ア 受験申込書の受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成30年4月19日（木）から平成30年4月23日（月）まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込方法
次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

- 公益社団法人熊本県建築士会
 熊本市中央区神水一丁目3番7号 熊本県建築士会館
- (4) 学科の試験の免除の申請
 学科の試験の免除の申請は、平成28年若しくは平成29年の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成30年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
- 5 受験票の交付
 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成30年6月8日（金）頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
 (1) 学科の試験
 平成30年9月4日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 (2) 設計製図の試験
 平成30年12月6日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表
 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
 (1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
 (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

登載依頼

熊本県教育委員会告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成30年3月9日

熊本県教育長 宮尾 千加子

| 委託した相手方の名称及び所在地 | 委託した事務 | 委託期間 |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 水俣芦北森林組合 水俣市小津奈木473-1 | 芦北高等学校の実習生産品売払代金の収納 | 平成30年2月19日から平成30年3月31日まで |

宇城地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回宇城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成30年3月9日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
 平成30年3月19日（月） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
 熊本県宇城総合庁舎 3階 大会議室（宇城市松橋町久具400-1）
- 3 議題
 (1) 第7次宇城地域保健医療計画の策定について
 (2) 熊本地域救急医療専門部会について
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
 宇城市松橋町久具400-1
 宇城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県宇城保健所総務福祉課内）
 （電話0964-32-0517）

球磨地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回球磨地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月9日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成30年3月19日（月）午後2時から午後4時
- 2 開催場所
熊本県球磨総合庁舎 会議棟2階 大会議室（人吉市西間下町86-1）
- 3 議題
(1) 第6次球磨地域保健医療計画について
(2) 第7次球磨地域保健医療計画（案）について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務福祉課内）
（電話0966-22-1040）

熊本県男女共同参画審議会公告第46号

平成29年度第2回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年3月9日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成30年3月16日（金）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
第4次熊本県男女共同参画計画の成果目標の変更について
- 4 報告
(1) 平成30年度版男女共同参画年次報告書について
(2) 「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」の策定について
(3) その他
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
（熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課）
（電話 096-333-2287）

熊本県教育委員会告示第6号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第5条第1項の規定により、次の（1）の熊本県指定重要文化財の指定を解除し、同条例第36条第1項の規定により、（2）の熊本県指定天然記念物の指定を解除する。

平成30年3月9日

熊本県教育長 宮尾 千加子

（1）

| 種 別 | 文化財の名称 | 員数 | 所在の場所 |
|----------------|--------|----|-------------------|
| 重要文化財 （建造物） | 伊藤家住宅 | 1棟 | 熊本県八代郡氷川町網道1535-4 |

(2)

| 種 別 | 文化財の名称 | 員数 | 所在の場所 |
|-------|---------------|----|--------------------|
| 天然記念物 | 久子のコミカン 原木 | 1件 | 熊本県葦北郡津奈木町岩城1826-1 |

正 誤

平成28年3月29日熊本県企業局管理規程第3号（熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|----------------------------------|-------------------------|
| 19 | 24 | この規程は公布の日から施行し、平成28年3月10日から適用する。 | この規程は、平成28年3月10日から施行する。 |